島根県立学校教職員人事異動公募制度（わくわくチャレンジ公募制度）実施要項

島根県教育委員会

※わくわくチャレンジ公募制度（通称：わくチャレ）とは
　教職員として働くことへの夢や希望、意欲が湧く働き方（ワーク）の実現に向けてチャレンジすることを支援する人材公募制度

1　趣　旨

この要項は、島根県立学校教職員人事異動に係る公募制度（「わくわくチャレンジ公募制度」と称す。以下「教職員人事異動公募制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　目　的

教職員人事異動公募制度は、次の目的を達成するために人事異動の一環として実施する。

⑴ 学校の特色化や活性化を図るとともに、各学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する人事配置を実現する。

⑵ 適材適所の人事配置により、教職員の資質・能力をより一層向上させるとともに、職務に対する意欲を喚起する。

⑶ 定期人事異動の一環として行うことにより、人事異動の活性化を促進する。

3　内　容

⑴ 教職員人事異動公募制度を実施する県立学校（以下「公募実施校」という。）は、学校運営上必要とする資質・能力等を有する教職員を公募する。

⑵ 県立学校教職員のうち教職員人事異動公募制度への応募を希望する教職員（以下「応募教職員」という。）は、公募実施校の中から１校に応募することができる。

⑶ 公募実施校の校長は、応募教職員の中から選考により候補者を選考し、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に具申する。

⑷ 県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を十分に考慮の上、人事異動を行う。

4　公募実施校の決定

⑴ 公募要件

ア　公募実施校は、学校運営基本方針や学校の特色ある取組の計画に基づき、学校運営上必要とする資質・能力等を表した「求める教職員像」を明確に示さなければならない。

イ　公募実施校は、次に挙げる公募を行うことはできない。

・担当する教科を限定した公募
・担当する主任・主事等（校務分掌の長）をあらかじめ明示した公募
・部活動の強化を目的とした公募

ウ　教職員人事異動公募制度による人事異動が行われた場合、当該校はその後２年間、教職員人事異動公募制度を実施できない。

⑵ 申　請

教職員人事異動公募制度の実施を希望する学校の校長は、「教職員人事異動公募制度申請書」（別紙様式１）に学校運営基本方針や学校の特色ある取組の計画等を示した書類を添えて、県教育委員会に提出する。

⑶ 公募実施校の決定

県教育委員会は、教職員人事異動公募制度の実施を希望する学校の中から、提出された書類の内容に基づき、公募実施校を決定する。

県教育委員会は、公募実施校の「教職員人事異動公募申請書」を取りまとめて、各県立学校に通知するとともに、島根県職員ポータル掲示板に掲載する。

5　希望する教職員からの応募

⑴ 応募要件

次のア～エの全てを満たす教職員が教職員人事異動公募制度に応募できる。

ア　現に県立学校又は松江市立皆美が丘女子高等学校で勤務する県採用の教諭又は養護教諭である。

イ　公募実施校での職務遂行に必要な教育職員免許状を有する。

ウ　正式採用後、２校目以降の学校に在籍している。

エ　現任校での勤務年数が３年以上（教職員人事異動公募制度が実施される年度末時点）である。

⑵ 応　募

応募教職員は、「教職員人事異動公募制度志願書」（別紙様式２）と「事前提出課題論文」（公募実施校が指定する文字数で様式自由）を所属校の校長に提出する。

所属校の校長は、応募教職員から提出された書類に「副申書」（別紙様式３）を添えて、県教育委員会へ提出する。

6　選　考

⑴ 書類選考

県教育委員会は、「志願書」「事前提出課題論文」「副申書」を取りまとめて、公募実施校に送付する。

公募実施校の校長は、県教育委員会から送付された書類に基づき選考を行い、その結果を応募教職員の所属校の校長へ通知する。選考結果が合格の場合、合わせて面接審査の日程を通知する。

⑵ 面接審査

公募実施校の校長は、書類選考合格者を対象に面接審査を実施する。

面接を受ける応募教職員の服務取扱いは、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和２７年島根県人事委員会規則第７号）第２条第６号の規定による職務専念義務の免除とする。

⑶ 最終選考

公募実施校の校長は、書類及び面接審査の結果に基づき最終選考を行い、候補者を決定する。候補者は選考順位を付した上で、最大３名まで選出することを可とする。

公募実施校の校長は、「教職員人事異動公募制度候補者具申書」（別紙様式４）により県教

育委員会へ候補者を具申する。

7　人事異動

県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を十分に考慮の上、人事異動を行う。なお、応募教職員への結果通知は、定期人事異動の内示をもって代える。

8　留意事項

⑴ 公募実施校の校長及び応募教職員は、教職員人事異動公募制度の趣旨を尊重し、公正な運用に努めなければならない。

⑵ 応募教職員が教職員人事異動公募制度に応募したことをもって、所属校からの転出が確定するものではない。

⑶ 教職員人事異動公募制度は定期人事異動の一環として行うものであり、教職員人事異動公募制度により人事異動となった教職員も通常の人事異動として扱うが、教職員人事異動公募制度により異動した教職員の人事異動ルールの運用に当たっては、当該校に４年以上勤務した場合、東西１カウントを追加する。ただし、普通教科担当教員、商業科教員、特別支援学校籍教員が当該校への１回の勤務でルールをすべて解消することはできない。なお、異動した学校において、勤務評価における総合評価において、「Ｂ」又は「Ｃ」と評価された年度が１度でもあった場合は、人事異動ルールの特例は運用しないこととする。

⑷ 教職員人事異動公募制度による人事異動が行われた場合、公募実施校は、制度の趣旨を踏まえ、教職員人事異動公募制度により人事異動となった教職員に学校の特色ある取組に資する職務を担当させることとする。

⑸ 教職員人事異動公募制度により人事異動となった教職員は、異動後２年を経過しなければ、再度、教職員人事異動公募制度に応募することはできない。

附　則

この要項は、令和３年８月２５日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年８月２６日から施行する。